

区の非常配備態勢（地域防災計画概要版の抜粋）

導入を進めるとともに、本庁舎に災害対策本部用の非常用電源設備の設置を進めます。また、ライフラインや流通が途絶しても対策が行えるよう職員用の備蓄配備を行います。

● 受援体制の整備

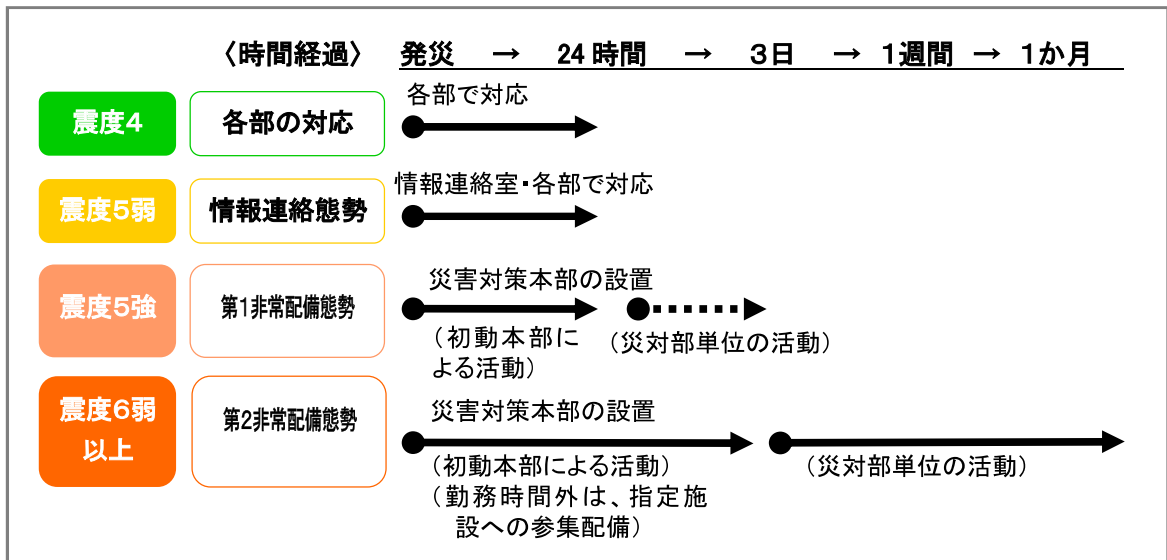
自衛隊・国・地方自治体・防災機関の職員、ボランティア等の応援を受け入れ、効果的に活動を行うため活動拠点の指定、ヘリサインの設置、受援計画の作成等の受援体制を構築します。

● 区の活動態勢

震度に対応して、区のとるべき態勢が定められています。震度5強以上の場合は、非常配備態勢をとり、区役所5階庁議室に災害対策本部を設置します。なお、本庁舎が機能しない場合には、総合スポーツセンター、水元体育館の順に本部を移設します。

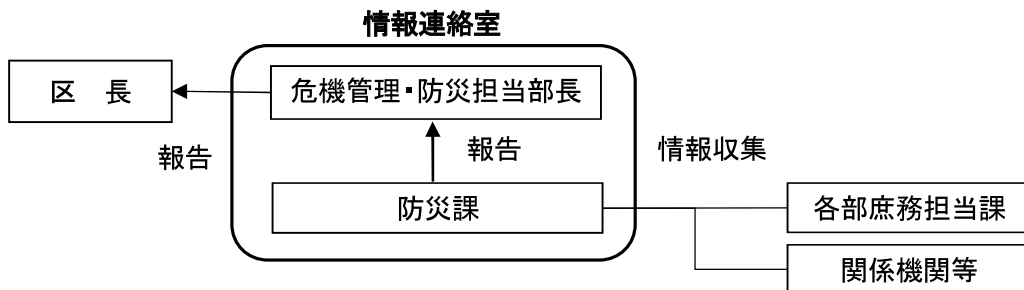
なお、発災直後は、通信、ライフライン機能の低下等により、災害対策本部の立ち上げ及び機能が十分でないことが想定されるため、初動本部を立ち上げ、迅速な対応を図ります。

また、勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合は、職員は区役所、避難所、区民事務所、緊急医療救護所等の指定された場所に参集する態勢をとります。

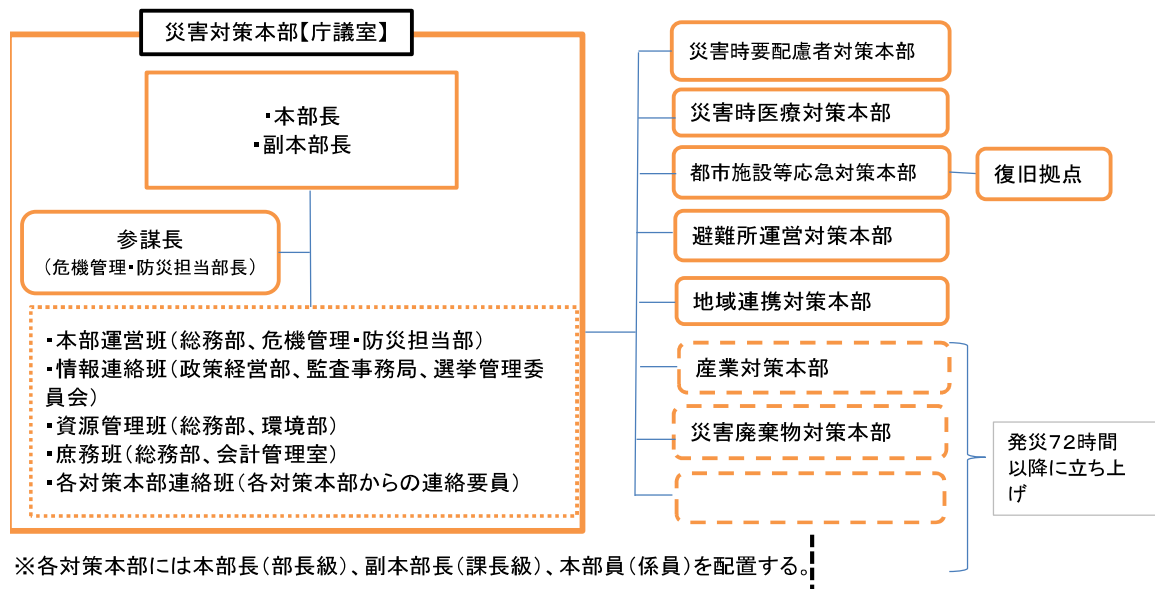


● 本部設置前の態勢

区内に震度4、震度5弱の地震が発生したときは、情報連絡室を設置し、情報の収集・伝達を行います。災害対策は、各部で実施することになっています。

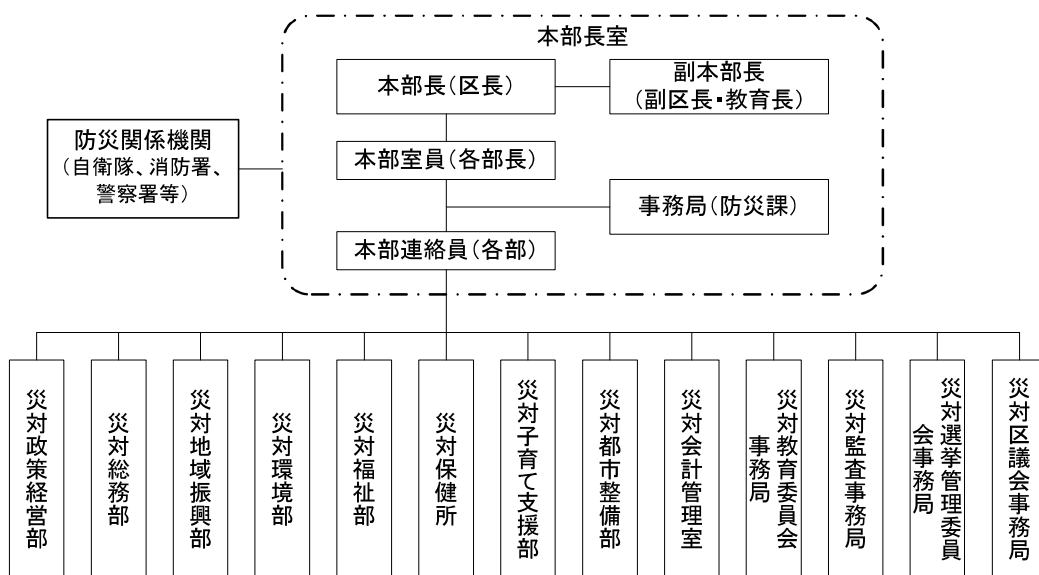


●初動の組織図



●災害対策本部

災害対策本部は、災害対策を実施するために区役所に設置される組織で区長を本部長とします。



●自治体等への応援要請

大規模災害が発生し、区の防災力では対応できないときは、あらかじめ締結している協定に基づき、全国の自治体、各種団体、民間企業に応援を要請します。

●自衛隊の災害派遣

大規模な災害が発生した場合、災害対策基本法に基づき、区長は知事に対し自衛隊の災害派遣要請を要求します。知事に要求できないときは、直接、自衛隊に災害状況の通知をします。区では、水元公園と葛飾清掃工場、水元体育館を派遣部隊の受け入れ拠点として定めています。